

公立美術館地域展開型研修事業 実施要綱（令和6・7年度実施）

（美術館出前（オーダーメイド）型ゼミ）

1 趣旨

地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）が設置する美術館（博物館その他の美術作品の公開及び保管を行う施設をいう。以下「公立美術館」という。）の職員等の実践的な公立美術館運営能力の向上及び公立美術館の相互交流の促進を図るため、一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）と公立美術館の共催事業により、公立美術館の現場の課題意識にそったオーダーメイド型の研修事業を行うものとする。特に本研修事業は、地域の公立美術館の職員が参加しやすいように、出前型研修（地域創造の負担において、講師を公立美術館に派遣するタイプのゼミ等）として行う。

2 対象研修事業

（1）対象となる研修事業

地域創造と公立美術館が共催して行う、公立美術館の職員等を対象とした研修事業。

（2）研修事業の対象となる公立美術館

研修事業の対象となる公立美術館は次の①のとおりとし、②の形態による複数の美術館の参加を要件とする。

① A 地方公共団体が設置し、以下の団体が管理運営する公立美術館

ア 地方公共団体

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体

B 地方独立行政法人が設置し、管理運営する公立美術館

② 参加する美術館の形態は、原則として、次のいずれかとする。

A 都道府県単位の複数の公立美術館

B 都道府県内外のまとまった地域の複数の公立美術館

（3）研修事業の対象となる職員

研修事業の対象となる職員は、公立美術館の学芸員、一般事務職員、当該公立美術館を設置する地方公共団体の行政部局の職員等とする。

（4）研修事業の申請者

- ・都道府県単位の公立美術館の研修事業の場合は、当該都道府県立美術館
- ・都道府県内外のまとまった地域における研修事業の場合は、地域の中核的な公立美術館

3 事業内容

（1）研修事業開催地

研修事業は、原則として、2（4）の申請をする公立美術館（以下、「申請美術館」と

いう。)において開催する。

(2) 参加者数

研修内容に則した参加者数を設定する。原則として、20名以上の参加者により研修を行う。

(3) 開催回数、開催時間等

原則として、令和6年度、7年度の2年間について、内容の異なる半日程度の研修事業を、申請美術館の決定する日程において、複数回行う。

(例：有識者による講義、事例紹介、グループディスカッション、実践的なワークショップ等)

(4) 研修テーマ

原則として、地域創造が示す別紙の項目を参考に、公立美術館の職員等の実践的な公立美術館運営に資する研修テーマを、公立美術館の課題意識にそって、申請美術館と地域創造が共同して、オーダーメイド型で策定する。

(5) 講師

研修事業の講師は、地域創造の負担において、派遣するものとする。

(6) 申請美術館としての業務

申請美術館は、各研修のテーマ設定、参加者募集にかかる事務、参加者名簿の作成、司会や受付などの人員確保を含む会場の設営、配付資料の印刷などの業務を行う。なお、研修事業に参加する公立美術館の職員等の旅費は、職員等を研修に参加させる当該公立美術館が負担する。

4 研修事業申請方法

(1) 申請書類

地域創造のホームページから、公立美術館地域展開型研修事業に係る申請書をダウンロードし、必要事項の記入の上、申し込むものとする。

(2) 締め切り

令和6年1月26日(金)

(3) 決定通知等

令和6年2月中旬に研修候補地を内定し、申請美術館に通知する。その後、調整を行った後、4月上旬に研修事業決定通知を、申請美術館に発出する。

(別紙)

研修テーマについて

1 研修テーマの項目例

- ・ 文化政策のこれまでの流れと今後の方向
- ・ 公立美術館のミッション策定のあり方
- ・ 地域連携・地域に親しまれる企画のあり方
- ・ 効果的なプロモーション(広報)
- ・ マーケティング・創客
- ・ 美術館と観光・インバウンド
- ・ 公立美術館同士または民間施設との連携
- ・ 公立美術館と他の行政分野との連携
- ・ 美術館経営のPDCA サイクル
- ・ 公立美術館の評価システムの具体例
- ・ 公立美術館のショップ・レストランの具体例
- ・ 公立美術館の組織や人を動かす手法
- ・ その他、申請美術館が必要とする、公立美術館運営能力の向上に資するもの

2 実績（平成 29 年度～令和 4 年度） ※講師肩書は実施当時のもの

平成 29・30 年度事業	
1. 札幌芸術の森美術館	
第 1 回	① 講義「公立美術館の行政における立ち位置」 石川 善朗（一般財団法人地域創造 常務理事） ② 講義「美術館と観光—美術館は誰のものか？」 山口 裕美（アートプロデューサー） ③ 講義「川崎市岡本太郎美術館の事例」 高野 英江（一般財団法人地域創造 総務部主事） ④ ディスカッション
第 2 回	① 講義「美術館の付加価値 もっと親しまれる場になるために」 山下 治子（株式会社アム・プロモーション 編集長・常務取締役） ② ワークショップ「ミュージアムグッズについて考える」 山下 治子
2. 熊本県立美術館	
第 1 回	① 講義「行政当局からみた美術館」 石川 善朗（一般財団法人地域創造 常務理事） ② 講義「学芸員からみた美術館」 泰井 良（静岡県立美術館 上席学芸員） ③ ディスカッション
第 2 回	① 講義「公立美術館の訪日外国人対策」 古屋 絢子（全国通訳案内士） ② 講義「地域の美術館の社会的意義について／観光・まちづくりの中の美術館の立ち位置」 木本 文平（碧南市藤井達吉現代美術館 館長）

	③ 意見交換会
令和元・2年度事業	
1. 酒田市美術館	
第1回	① 講義「今後の地方公立美術館・博物館の役割について ―特に小規模館の事業評価に焦点を当てて」 佐々木 亨 (北海道大学文学部 教授) ② 講義「区立美術館にできること」 松岡 希代子 (板橋区立美術館 館長代理) ③ ディスカッション
第2回	ワークショップ「伝える力を身につける」(チラシ作成と展示グラフィックの基礎) 熊谷 淳一 (株式会社ノイエ 代表取締役)
第3回	① 講義「コレクションの活用について 坂本善三美術館『コレクション・リーディング』の場合」 山下 弘子 (坂本善三美術館 学芸員) ② 講義「クラウドファンディング(資金調達)について」 宮本 晶朗 (株式会社文化財マネジメント・東北芸術工科大学講師) ③ 事例紹介「購入型クラウドファンディング『山形サポート』について」 奥山 弥寿之 (荘内銀行 営業推進部地方創生室室長) ④ 質疑応答
2. 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館	
第1回	① 講義「公立美術館の公益性・公共性とは?―公立文化施設を税金で運営する理論的根拠から―」 片山 泰輔 (静岡文化芸術大学芸術文化学科/大学院文化政策研究科教授) ② 講義「美術館・博物館の倫理規程・行動規範は、なぜ必要か」 貝塚 健 (石橋財団アーティゾン美術館 教育普及部長) ③ 質問等のフリートーク
第2回	① 講義「アートから地域の活力創出を」 吉本 光宏 ((株)ニッセイ基礎研究所 研究理事) ② 講義「市民と共同するミュージアム アートコミュニケーターとつくる社会」 伊藤 達矢 (東京藝術大学 美術学部 特任准教授講師) とびらプロジェクト/Museum Start あいうえの プロジェクトマネージャ ③ 質疑応答
第3回	① 講義「評価とはなんぞや」 大澤 寅雄 (ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室/文化生態観察) ② 講義「評価に臨むときのポイント」 中村 美亜 (九州大学大学院芸術工学研究院 准教授/芸術社会学) ③ ワークショップ「モデルケースを評価してみよう!〜ワークシートを活用して」 中村 美亜、大澤 寅雄
令和2・3年度事業	
塩竈市杉村惇美術館	
第1回	ワークショップ「ミュージアム等オリジナルグッズのオンデマンド制作」 小野寺 志乃 (デジタル工房 Fablab SENDAI-FLAT)
第2回	ワークショップ「美術館と観光・インバウンド/文化観光拠点化 ウォークイン型(予約なし)体験プログラム」 小野寺 志乃 (デジタル工房 Fablab SENDAI-FLAT)
第3回	① 講義「地域に根ざす文化施設の活動について(文化施設と他の行政分野との連携)」 柳沢 秀行 (大原美術館 学芸統括) ② ディスカッション
令和4・5年度事業	

1. 酒田市美術館	
第1回	講義・ワークショップ 「アフターコロナの集客方法／集客できるチラシ、SNSの活用法」 熊谷 淳一（株式会社ノイエ代表取締役）
第2回	講義「コレクションの活用法／ミュージアムグッズの可能性」 大澤 夏美（『ミュージアムグッズのチカラ』著者、ミュージアムグッズ愛好家）
2. 長崎県美術館	
第1回	① 講義「博物館経営・来館者マーケティングの観点から考える美術館事業の事業評価」 佐々木 亨（北海道大学 大学院文学研究院 教授） ② 講義「BEPPEU PROJECT の事例紹介、地域振興とアート」 山出 淳也（Yamaide Art Office 株式会社 代表取締役）
第2回	① 講義「常設展の魅力向上にかかる調査について」 船越 幹央（大阪大学総合学術博物館 副館長） ② 講義「調査結果を受けて一館での取り組み、機構での取り組み」 釋 知恵子（大阪市博物館機構 機構事務局経営企画課） ③ 講義「常設展示改修立案のための調査について」 船越 幹央

※平成30・31年度、令和3・4年度 申請無し